日常生活用具の種目(携帯用会話補助装置・情報通信支援用具)

作成日:2022/03/08

種目	対象者			性能等	基準額	耐用年数
	等級		年齢	工化等	至华银	川川州中教
携帯会話補助装置	上肢 下肢 体幹 (脳原性を含む)	1~3級	6歳以上	携帯式で,入力した言葉を音声又は文章に変換するもの	98,800円	5年
情報·通信支援用具	上肢	1・2級	-	パソコン周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障害者の操作を動作又は音声により補助するもの	100,000円	6年